

令和4年5月13日から

受験資格が緩和されます。 二種・大型・中型免許の

新設される「**受験資格特例教習**」
の受講が必須

19歳以上かつ普通免許等保有1年以上
に受験資格が引き下げられます。

「受験資格特例教習」を受講できる
教習所は都内の一部指定教習所
になります(詳細は警視庁HPを
ご覧ください)。

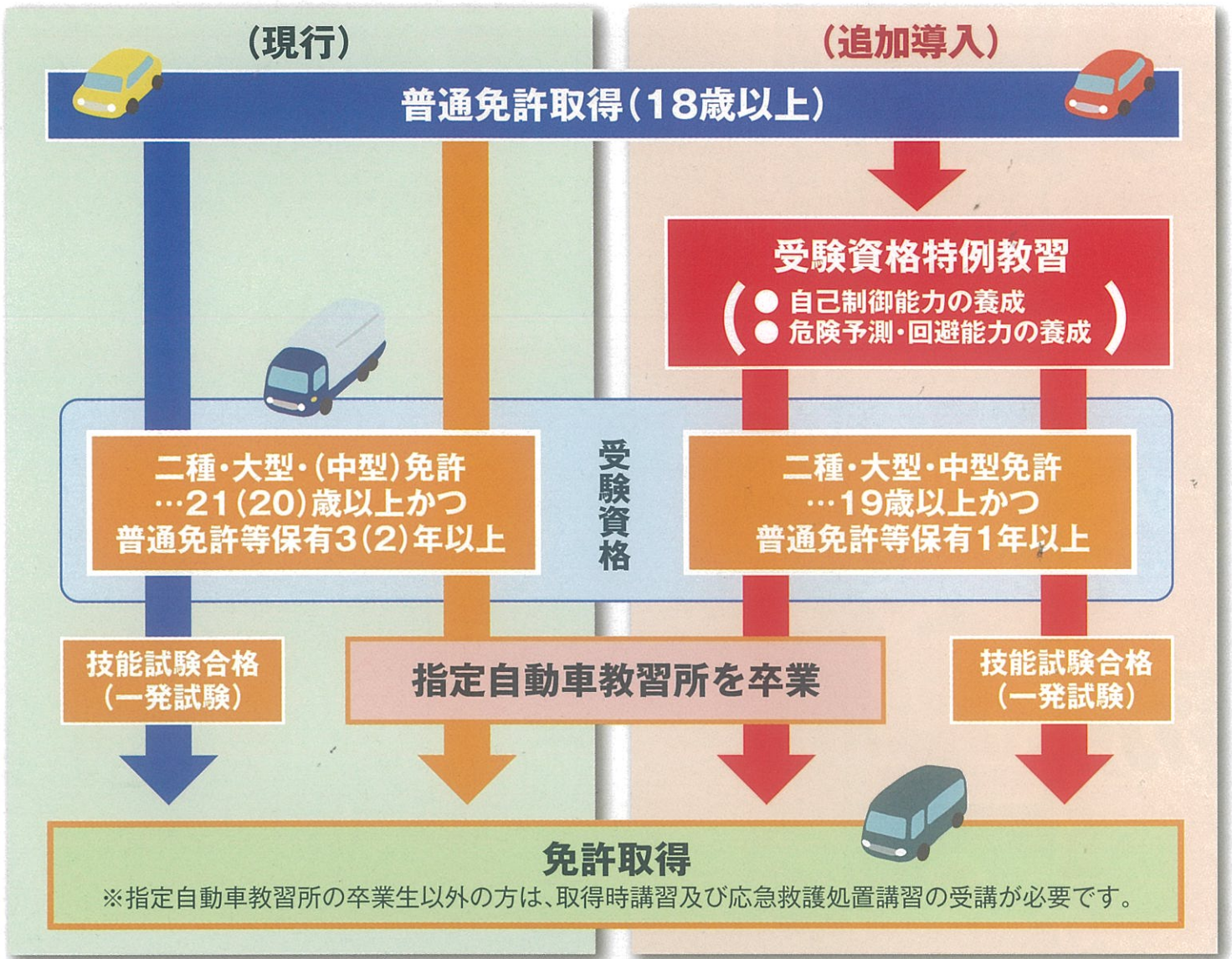
<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp>



街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

警視庁

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



若年運転者期間が設けられます

- 「**若年運転者期間**」とは特例取得免許を取得してから本来の受験資格要件が定める年齢(中型は20歳、大型・二種は21歳)までの間をいいます。
- 若年運転者期間中に交通違反をして一定の基準に達した場合は、「**若年運転者講習**」の受講が義務付けられます。

「若年運転者期間中に交通違反をして一定の基準に達した場合は、若年運転者期間内に違反行為をして累積点数が3点以上になることをいいます。(1回の違反で3点となる場合は4点以上となります。)

- ◇ 正当な理由なく若年運転者講習を受講しない場合
- ◇ 講習を受講後、若年運転者期間が経過するまでにさらに違反をして一定の基準に該当した場合



特例を受けて取得した免許が取り消されます

